

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

令和6年12月定例議会 議第60号 参考資料

目 次

第1条関係	香芝市表彰条例の一部改正-----	1 頁
第2条関係	香芝市行政組織条例の一部改正-----	2 頁
第3条関係	香芝市職員定数条例の一部改正-----	5 頁
第4条関係	香芝市の職員の定年等に関する条例の一部改正-----	6 頁
第5条関係	公益的法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例の一部改正-----	7 頁
第6条関係	香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正-----	9 頁
第7条関係	香芝市職員の退職手当に関する条例の一部改正-----	10 頁
第8条関係	香芝市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正-----	13 頁
第9条関係	香芝市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正-----	14 頁
第10条関係	香芝市上下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正-----	17 頁
第11条関係	香芝市下水道条例の一部改正-----	19 頁
第12条関係	香芝市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例の一部改正-----	36 頁

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市表彰条例 （資格の内申） 第9条 所属長（香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に定める部及び室並びに議会事務局_____、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局のそれぞれの長並びに危機管理監をいう。）は、表彰に該当する者を認める時は、毎年4月1日現在により8月31日までにその事績等を記載した香芝市表彰該当者内申書によって市長に提出するものとする。ただし、緊急に表彰する必要があるものについては、その都度理由を付して内申するものとする。	○香芝市表彰条例 （資格の内申） 第9条 所属長（香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に定める部及び室並びに議会事務局、<u>上下水道部</u>、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局のそれぞれの長並びに危機管理監をいう。）は、表彰に該当する者を認める時は、毎年4月1日現在により8月31日までにその事績等を記載した香芝市表彰該当者内申書によって市長に提出するものとする。ただし、緊急に表彰する必要があるものについては、その都度理由を付して内申するものとする。

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市行政組織条例 （分掌事務） 第2条 前条に掲げる部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 市長公室 (1) 秘書に関する事。 (2) 儀式及び表彰に関する事。 (3) 広報及び広聴に関する事。 (4) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。 (5) 市行政の総合政策に関する事。 (6) 特命事項の調査及び推進に関する事。 (7) 行政経営に関する事。 (8) 議会に関する事。 (9) 文書に関する事。 (10) 法制に関する事。 総務部 (1) 市行政一般に関する事。 (2) 情報システム化の計画及び運営に関する事。 (3) 市有財産に関する事。 (4) 入札及び検査に関する事。 (5) 予算及び財務に関する事。 (6) 市税の賦課及び徴収に関する事。	○香芝市行政組織条例 （分掌事務） 第2条 前条に掲げる部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 市長公室 (1) 秘書に関する事。 (2) 儀式及び表彰に関する事。 (3) 広報及び広聴に関する事。 (4) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。 (5) 市行政の総合政策に関する事。 (6) 特命事項の調査及び推進に関する事。 (7) 行政経営に関する事。 (8) 議会に関する事。 (9) 文書に関する事。 (10) 法制に関する事。 総務部 (1) 市行政一般に関する事。 (2) 情報システム化の計画及び運営に関する事。 (3) 市有財産に関する事。 (4) 入札及び検査に関する事。 (5) 予算及び財務に関する事。 (6) 市税の賦課及び徴収に関する事。

改 正 案	現 行
市民環境部 (1) 戸籍及び住民基本台帳等に関する事。 (2) 住居表示に関する事。 (3) 国民年金に関する事。 (4) 環境政策に関する事。 (5) 環境衛生及び廃棄物に関する事。 (6) 男女共同参画に関する事。 (7) 人権に関する事。 (8) 市民協働の推進に関する事。 (9) 農林業、商工業及び観光に関する事。 (10) 企業等の立地に関する事。 (11) 統計に関する事。 健康福祉部 (1) 保健衛生及び健康対策に関する事。 (2) 介護福祉に関する事。 (3) 国民健康保険に関する事。 (4) 医療に関する事。 (5) 社会福祉に関する事。 (6) 生活支援に関する事。 子ども家庭部 (1) 子育て支援に関する事。 (2) 母子保健に関する事。 (3) 認定こども園及び保育所に関する事。 (4) 放課後児童健全育成事業に関する事。	市民環境部 (1) 戸籍及び住民基本台帳等に関する事。 (2) 住居表示に関する事。 (3) 国民年金に関する事。 (4) 環境政策に関する事。 (5) 環境衛生及び廃棄物に関する事。 (6) 男女共同参画に関する事。 (7) 人権に関する事。 (8) 市民協働の推進に関する事。 (9) 農林業、商工業及び観光に関する事。 (10) 企業等の立地に関する事。 (11) 統計に関する事。 健康福祉部 (1) 保健衛生及び健康対策に関する事。 (2) 介護福祉に関する事。 (3) 国民健康保険に関する事。 (4) 医療に関する事。 (5) 社会福祉に関する事。 (6) 生活支援に関する事。 子ども家庭部 (1) 子育て支援に関する事。 (2) 母子保健に関する事。 (3) 認定こども園及び保育所に関する事。 (4) 放課後児童健全育成事業に関する事。

改 正 案	現 行
都市創造部 (1) 都市計画及び都市計画事業に関すること。 (2) 開発に伴う関連事業の連絡調整及び指導に関すること。 (3) 区画整理事業に関すること。 (4) 地籍調査に関すること。 (5) 緑化に関すること。 (6) 道路、河川、橋梁及び公園に関すること。 (7) 砂防及び水防に関すること。 (8) 土木建築工事に关すること。 (9) 交通政策に関すること。 <u>(10) 下水道に関すること。</u>	都市創造部 (1) 都市計画及び都市計画事業に関すること。 (2) 開発に伴う関連事業の連絡調整及び指導に関すること。 (3) 区画整理事業に関すること。 (4) 地籍調査に関すること。 (5) 緑化に関すること。 (6) 道路、河川、橋梁及び公園に関すること。 (7) 砂防及び水防に関すること。 (8) 土木建築工事に关すること。 (9) 交通政策に関すること。

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市職員定数条例 （目的） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項の規定により、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、教育委員会及び農業委員会 <u>の事務部局に常時勤務する職員の定数について定めることを</u> <u>目的とする。</u> （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 （1） 市長の事務部局の職員 <u>530人</u> （2） 議会の事務部局の職員 6人 （3） 選挙管理委員会の事務部局の職員 3人 （4） 監査委員の事務部局の職員 3人 （5） 公平委員会の事務部局の職員 1人 （6） 教育委員会の事務部局の職員 100人 （7） 農業委員会の事務部局の職員 5人	○香芝市職員定数条例 （目的） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項並びに農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項の規定により、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、教育委員会、<u>農業委員会及び上下水道事業の事務部局に常時勤務する職員の定数について定めることを</u> <u>目的とする。</u> （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 （1） 市長の事務部局の職員 <u>490人</u> （2） 議会の事務部局の職員 6人 （3） 選挙管理委員会の事務部局の職員 3人 （4） 監査委員の事務部局の職員 3人 （5） 公平委員会の事務部局の職員 1人 （6） 教育委員会の事務部局の職員 100人 （7） 農業委員会の事務部局の職員 5人 <u>（8） 上下水道事業の事務部局の職員 40人</u>

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第4条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市の職員の定年等に関する条例 （管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職） 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）第13条の2及び公益的法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第2号）第4条又は第8条 に規定する管理職手当を支給される職とする。	○香芝市の職員の定年等に関する条例 （管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職） 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）第13条の2、公益的法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第2号）第4条又は第8条及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第12号）第4条に規定する管理職手当を支給される職とする。

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第5条関係）

改正案	現行
○公益的法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例 (派遣職員の給与) 第4条 派遣職員(_____ _____ 技能労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員 _____をいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 (職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例) 第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(_____ 技能労務職員である職員を除く。第7条において同じ。)に関する香芝市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第32号)第18条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。 (_____ 技能労務職員である派遣職員の給与の種類) 第8条 _____ 技能労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期	○公益的法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例 (派遣職員の給与) 第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び技能労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。 (職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例) 第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。第7条において同じ。)に関する香芝市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第32号)第18条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。 (企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類) 第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期

改 正 案	現 行
間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を支給することができる。	間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を支給することができる。

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第6条関係）

改正案	現行
○香芝市の一般職の職員の給与に関する条例 （目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、一般職に属する職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び技能労務職員_____を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。	○香芝市の一般職の職員の給与に関する条例 （目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、一般職に属する職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、<u>技能労務職員及び地方公営企業に勤務する者</u>を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第7条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市職員の退職手当に関する条例	○香芝市職員の退職手当に関する条例
（目的） 第1条 この条例は、香芝市の一般職の職員_____	（目的） 第1条 この条例は、香芝市の一般職の職員（ <u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員を除く。</u> ）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。
_____の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。 （勤続期間の計算）	（勤続期間の計算）
第11条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。	第11条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。	2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
3 職員が退職した場合（第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。	3 職員が退職した場合（第15条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。	4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には香芝市の配置分合前の村（以下「旧村」という。）の職員が引き続いて職員となった場合におけるその者の旧村の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の旧村の職員として引き続いた在職期間の計算については、前各項	5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には香芝市の配置分合前の村（以下「旧村」という。）の職員が引き続いて職員となった場合におけるその者の旧村の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の旧村の職員として引き続いた在職期間の計算については、前各項

改 正 案	現 行
の引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職手当に関する規定において、この条例の規定に相当する通算制度を有しない他の地方公共団体の職員が、引き続き職員となった場合のその者の当該地方公共団体の職員としての勤続期間又は退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。 8 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。 9 前項の規定は、前条又は第13条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。 10 第13条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。	の引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職手当に関する規定において、この条例の規定に相当する通算制度を有しない他の地方公共団体の職員が、引き続き職員となった場合のその者の当該地方公共団体の職員としての勤続期間又は退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。 8 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。 9 前項の規定は、前条又は第13条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。 10 第13条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第8条関係）

改正案	現 行
○香芝市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例 （目的） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第2項の規定により分担金、使用料_____、加入金、手数料、過料その他の市税外収入金（以下「税外収入金」という。）の納付を督促したときは、この条例の定めるところにより、督促手数料及び延滞金を徴収する。	○香芝市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例 （目的） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第2項の規定により分担金、使用料<u>（水道料金を除く。）</u>、加入金、手数料、過料その他の市税外収入金（以下「税外収入金」という。）の納付を督促したときは、この条例の定めるところにより、督促手数料及び延滞金を徴収する。

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第9条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市上下水道事業の設置等に関する条例	○香芝市上下水道事業の設置等に関する条例
<u>香芝市下水道事業の設置等に関する条例</u> (<u> </u> 下水道事業の設置)	<u>香芝市上下水道事業の設置等に関する条例</u> (<u>水道事業及び下水道事業の設置</u>)
第1条	第1条 <u>生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。</u>
<u> </u> 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の保全に資するため、下水道事業を設置する。 (法の適用)	<u>2</u> 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の保全に資するため、下水道事業を設置する。 (法の適用)
第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号 <u> </u> ）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に <u>法第2条第2項に規定する財務規定等</u> を適用する。 (経営の基本)	第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に <u>法の規定の全部</u> を適用する。 (経営の基本)
第3条 <u>下水道事業</u> は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。	第3条 <u>水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）</u> は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
<u>2</u> 下水道事業の計画区域等は、次のとおりとする。 (1) 計画区域面積 1,994ヘクタール (2) 計画処理人口 8万1,600人	<u>2</u> <u>水道事業の給水区域等は、次のとおりとする。</u> (1) <u>給水区域</u> <u>香芝市の区域内</u> (2) <u>給水人口</u> <u>10万人</u> (3) <u>1日最大給水量</u> <u>4万立方メートル</u> <u>3</u> 下水道事業の計画区域等は、次のとおりとする。 (1) 計画区域面積 1,994ヘクタール (2) 計画処理人口 8万1,600人

改 正 案	現 行
(重要な資産の取得及び処分) <u>第4条</u> 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>下水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。 (議会の同意を要する賠償責任の免除) <u>第5条</u> 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により<u>下水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。 <u>(会計事務の処理)</u> <u>第6条</u> 法第34条の2ただし書の規定により、<u>下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。</u> (1) <u>公金の収納及び支払に関する事務</u> (2) <u>公金の保管に関する事務</u>	<u>(組織)</u> <u>第4条</u> 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、<u>上下水道事業に管理者を置かないものとする。</u> <u>2</u> 法第14条の規定に基づき、<u>上下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の事務を処理させるため、上下水道部を置く。</u> (重要な資産の取得及び処分) <u>第5条</u> 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>上下水道事業</u>の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。 (議会の同意を要する賠償責任の免除) <u>第6条</u> 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により<u>上下水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

改 正 案	現 行
(議会の議決を要する負担付きの寄附受領等) 第7条 <u>下水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の<u>価額</u>が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。 (業務状況説明書類の<u>作成</u>) 第8条 <u>市長</u>は、<u>下水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>作成しなければ</u> <u>ならない</u>。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに<u>作成する</u>書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに<u>作成する</u>書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1) 事業の概況 (2) 経理の状況 (3) 前2号に掲げるもののほか<u>下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため<u>市長</u>が必要と認める事項 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を<u>作成する</u>ことができなかった場合においては、<u>市長</u>はできるだけ速やかにこれを<u>作成しなければ</u> <u>ならない</u>。	(議会の議決を要する負担付きの寄附受領等) 第7条 <u>上下水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の<u>価格</u>が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。 (業務状況説明書類の<u>提出</u>) 第8条 <u>管理者</u>は、<u>上下水道事業</u>に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに<u>市長に提出しなければ</u> <u>ならない</u>。 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに<u>提出する</u>書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに<u>提出する</u>書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。 (1) 事業の概況 (2) 経理の状況 (3) 前2号に掲げるもののほか<u>上下水道事業</u>の経営状況を明らかにするため<u>管理者</u>が必要と認める事項 3 天災その他やむをえない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を<u>提出する</u>ことができなかった場合においては、<u>管理者</u>はできるだけ速やかにこれを<u>提出しなければ</u> <u>ならない</u>。

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第10条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市上下水道事業の剰余金の処分等に関する条例	○香芝市上下水道事業の剰余金の処分等に関する条例
<u>香芝市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例</u> （目的） 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、<u>下水道事業</u>において毎事業年度生じた剰余金（利益及び資本剰余金をいう。）の処分及び欠損の処理について必要な事項を定めることにより、<u>下水道事業</u>の財政的基盤を確立し、もって<u>下水道事業</u>の健全な運営に寄与することを目的とする。 （利益の処分及び積立金の取崩し） 第2条 事業年度末日において企業債を有する場合において、<u>市長</u> は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（当該事業年度の損益計算において長期前受金戻入により生じた利益に相当する額を除く。以下「欠損金補填残額」という。）の全部を企業債の額に達するまで、減債積立金に積み立てるものとする。 2 <u>市長</u>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の全部を利益積立金又は建設改良積立金に積み立てるものとする。 （1） 事業年度末日において企業債を有しない場合 欠損金補填残額 （2） 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額（当該事業年度の損益計算において長期前受金戻入により生	<u>香芝市上下水道事業の剰余金の処分等に関する条例</u> （目的） 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、<u>上下水道事業</u>において毎事業年度生じた剰余金（利益及び資本剰余金をいう。）の処分及び欠損の処理について必要な事項を定めることにより、<u>上下水道事業</u>の財政的基盤を確立し、もって<u>上下水道事業</u>の健全な運営に寄与することを目的とする。 （利益の処分及び積立金の取崩し） 第2条 事業年度末日において企業債を有する場合において、<u>上下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「管理者」という。） は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（当該事業年度の損益計算において長期前受金戻入により生じた利益に相当する額を除く。以下「欠損金補填残額」という。）の全部を企業債の額に達するまで、減債積立金に積み立てるものとする。 2 <u>管理者</u>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の全部を利益積立金又は建設改良積立金に積み立てるものとする。 （1） 事業年度末日において企業債を有しない場合 欠損金補填残額 （2） 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額（当該事業年度の損益計算において長期前受金戻入により生

改 正 案	現 行
じた利益に相当する額を除く。以下この号において同じ。)がある場合 当該残額 3 前2項に規定する積立金(以下「積立金」という。)は、次の各号に掲げる積立金に応じ、当該各号に定める目的のため積み立てるものとし、その目的以外の用途には使用することができない。 (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的 (2) 利益積立金 欠損金を埋める目的 (3) 建設改良積立金 建設改良費に充てる目的 4 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。 5 第1項及び第2項の規定により積み立てた減債積立金及び建設改良積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れる方法により処分するものとする。 6 前項の規定は、当該事業年度の損益計算において長期前受金戻入により生じた利益を処分する場合について準用する。 (委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。	じた利益に相当する額を除く。以下この号において同じ。)がある場合 当該残額 3 前2項に規定する積立金(以下「積立金」という。)は、次の各号に掲げる積立金に応じ、当該各号に定める目的のため積み立てるものとし、その目的以外の用途には使用することができない。 (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的 (2) 利益積立金 欠損金を埋める目的 (3) 建設改良積立金 建設改良費に充てる目的 4 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。 5 第1項及び第2項の規定により積み立てた減債積立金及び建設改良積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れる方法により処分するものとする。 6 前項の規定は、当該事業年度の損益計算において長期前受金戻入により生じた利益を処分する場合について準用する。 (委任) 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が別に定める。

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第 1 1 条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市下水道条例 （用語の定義） 第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （1） 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。 （2） 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠^{きよ}その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。 （3） 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために市が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。 （4） 流域下水道 もっぱら市が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために県が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。 （5） 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。 （6） 処理区域 公共下水道から排除された下水を終末処理場	○香芝市下水道条例 （用語の定義） 第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。 （1） 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。 （2） 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠^{きよ}その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。 （3） 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために市が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。 （4） 流域下水道 もっぱら市が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために県が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいう。 （5） 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。 （6） 処理区域 公共下水道から排除された下水を終末処理場

改 正 案	現 行
により処理することができる区域で、<u>市長</u> が公共下水道の供 用開始を公示した区域をいう。 (7) 排水設備 下水を公共下水道に流入させるために必要な 排水管、排水渠その他の排水施設（屋内の排水管、これに固着 する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化 槽を除く。）をいう。 (8) 除害施設 公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能 を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのある下水並びに多量 の有害物質を含む下水による障害を除去するために必要な施 設をいう。 (9) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定施設（下 水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。） 第9条の2で定めるものを除く。）を設置する工場又は事業場 をいう。 (10) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者 をいう。 (11) 一般排水 公共下水道に排除される汚水のうち、中間排水 及び特定排水以外のものをいう。 (12) 中間排水 工場その他の事業所（公衆浴場及び<u>市長</u>が認 める公共又は公益関係の業種を除く。次号において同じ。）か ら公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が、1月30 0立方メートルを超え、750立方メートル以下の部分をいう。 (13) 特定排水 工場その他の事業所から公共下水道に排除さ れる汚水のうち、その排水量が1月750立方メートルを超える 部分をいう。	により処理することができる区域で、<u>上下水道事業の管理者の 権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>が公共下水道の供 用開始を公示した区域をいう。 (7) 排水設備 下水を公共下水道に流入させるために必要な 排水管、排水渠その他の排水施設（屋内の排水管、これに固着 する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化 槽を除く。）をいう。 (8) 除害施設 公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能 を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのある下水並びに多量 の有害物質を含む下水による障害を除去するために必要な施 設をいう。 (9) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定施設（下 水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。） 第9条の2で定めるものを除く。）を設置する工場又は事業場 をいう。 (10) 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者 をいう。 (11) 一般排水 公共下水道に排除される汚水のうち、中間排水 及び特定排水以外のものをいう。 (12) 中間排水 工場その他の事業所（公衆浴場及び<u>管理者</u>が認 める公共又は公益関係の業種を除く。次号において同じ。）か ら公共下水道に排除される汚水のうち、その排水量が、1月30 0立方メートルを超え、750立方メートル以下の部分をいう。 (13) 特定排水 工場その他の事業所から公共下水道に排除さ れる汚水のうち、その排水量が1月750立方メートルを超える 部分をいう。

改 正 案	現 行
(排水設備の新設方法等) 第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離し、汚水を排除すべき排水設備にあっては、公共下水道の公共ますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては、公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。 (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>市長</u>が定めるところによること。 (3) 排水設備の構造の技術上の基準は、<u>市長</u>が定めるところによること。 (排水設備等の計画の確認) 第5条 排水設備又は前条の排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、<u>市長</u>が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>市長</u>の確認を受けなければならない。 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載	(排水設備の新設方法等) 第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離し、汚水を排除すべき排水設備にあっては、公共下水道の公共ますその他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て、他人の排水設備により下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条及び次条において「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあっては、公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。 (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で<u>管理者</u>が定めるところによること。 (3) 排水設備の構造の技術上の基準は、<u>管理者</u>が定めるところによること。 (排水設備等の計画の確認) 第5条 排水設備又は前条の排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、<u>管理者</u>が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載

改 正 案	現 行
した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による<u>市長</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を<u>市長</u>に届け出ることをもって足りる。	した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による<u>管理者</u>の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を<u>管理者</u>に届け出ることをもって足りる。
(排水設備等の設計及び工事の実施)	(排水設備等の設計及び工事の実施)
第6条 排水設備等の新設等の設計及び工事は、<u>市長</u>が指定した排水設備等工事業者（以下「指定工事店」という。）の監理の下においてでなければ施行してはならない。ただし、<u>市長</u>がこれによりがたい特別な理由があると認めたときは、この限りでない。	第6条 排水設備等の新設等の設計及び工事は、<u>管理者</u>が指定した排水設備等工事業者（以下「指定工事店」という。）の監理の下においてでなければ施行してはならない。ただし、<u>管理者</u>がこれによりがたい特別な理由があると認めたときは、この限りでない。
2 前項の指定工事店について必要な事項は、別に<u>市長</u>が定める。	2 前項の指定工事店について必要な事項は、別に<u>管理者</u>が定める。
(排水設備の工事の検査)	(排水設備の工事の検査)
第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事完了の日から5日以内にその旨を届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。この場合において、検査に特別の費用を要したときは、その工事を行った指定工事店（第6条第1項ただし書の規定により指定工事店以外の者が工事を行ったときはその者。以下同じ。）がその費用を負担しなければならない。	第8条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事完了の日から5日以内にその旨を届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。この場合において、検査に特別の費用を要したときは、その工事を行った指定工事店（第6条第1項ただし書の規定により指定工事店以外の者が工事を行ったときはその者。以下同じ。）がその費用を負担しなければならない。
2 指定工事店は、排水設備等の新設等の工事が前項の検査に合格しないときは、直ちに補修しなければならない。この場合において、補修の完了を工事の完了とみなして前項の規定を適用する。	2 指定工事店は、排水設備等の新設等の工事が前項の検査に合格しないときは、直ちに補修しなければならない。この場合において、補修の完了を工事の完了とみなして前項の規定を適用する。
3 <u>市長</u>は、第1項の検査に合格したときは、当該排水設備等の	3 <u>管理者</u>は、第1項の検査に合格したときは、当該排水設備等の

改 正 案	現 行
新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。 4 前項の検査済証の様式は、<u>市長</u>が定める。 5 第3項に規定する検査済証を交付された後でなければ、公共下水道の使用を開始してはならない。 (し尿浄化槽の公共下水道への接続義務) 第9条 処理区域内において、し尿浄化槽が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域について公示された下水の処理を開始すべき日から遅滞なくそのし尿浄化槽から汚水を公共下水道に排除する排水設備を設置しなければならない。 2 <u>市長</u>は、前項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、同項に規定する排水設備の設置を命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は、移転される予定である場合その他<u>市長</u>がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。 3 第1項の規定に違反する建築物の所有権を取得した者に対しても、前項を適用する。 (公共汚水ます等の新設等に係る工事施工及び費用負担) 第10条 公共下水道に下水を流入させるために市が設置する公共下水道の公共ます及び取付管(以下「公共汚水ます等」という。)の箇所数は、1の敷地につき1箇所とする。ただし、次項による場合はそれを含めた箇所数とする。 2 既設の公共汚水ます等以外に新設等を必要とするものは、その設置及び撤去につき、<u>市長</u>が定めるところにより<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。 3 前項の許可を受けてしようとする行為について、第6条及び第	新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。 4 前項の検査済証の様式は、<u>管理者</u>が定める。 5 第3項に規定する検査済証を交付された後でなければ、公共下水道の使用を開始してはならない。 (し尿浄化槽の公共下水道への接続義務) 第9条 処理区域内において、し尿浄化槽が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域について公示された下水の処理を開始すべき日から遅滞なくそのし尿浄化槽から汚水を公共下水道に排除する排水設備を設置しなければならない。 2 <u>管理者</u>は、前項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、同項に規定する排水設備の設置を命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は、移転される予定である場合その他<u>管理者</u>がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。 3 第1項の規定に違反する建築物の所有権を取得した者に対しても、前項を適用する。 (公共汚水ます等の新設等に係る工事施工及び費用負担) 第10条 公共下水道に下水を流入させるために市が設置する公共下水道の公共ます及び取付管(以下「公共汚水ます等」という。)の箇所数は、1の敷地につき1箇所とする。ただし、次項による場合はそれを含めた箇所数とする。 2 既設の公共汚水ます等以外に新設等を必要とするものは、その設置及び撤去につき、<u>管理者</u>が定めるところにより<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。 3 前項の許可を受けてしようとする行為について、第6条及び第

改 正 案	現 行
8条を準用するほか、特に必要な事項は、別に<u>市長</u>が定める。 4 第2項に規定する設置及び撤去等の費用は、その者が負担しなければならない。 5 前項の費用は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 既設の公共汚水ます等の撤去及び公共汚水ます等の設置に要する費用 (2) 前号に掲げる場合のほか、<u>市長</u>が特に必要があると認めた場合は、<u>市長</u>がその都度定める費用 第13条 次の各号に掲げる基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条において同じ。）に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除しようとする者は、除害施設の設置その他の必要な措置をしなければならない。 (1) 政令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値 (2) 温度 45度以下 (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム以下 (4) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下 (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に1,500ミリグラム以下 (6) 浮遊物質 1リットルにつき1,500ミリグラム以下 (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量	8条を準用するほか、特に必要な事項は、別に<u>管理者</u>が定める。 4 第2項に規定する設置及び撤去等の費用は、その者が負担しなければならない。 5 前項の費用は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 既設の公共汚水ます等の撤去及び公共汚水ます等の設置に要する費用 (2) 前号に掲げる場合のほか、<u>管理者</u>が特に必要があると認めた場合は、<u>管理者</u>がその都度定める費用 第13条 次の各号に掲げる基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道（終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条において同じ。）に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除しようとする者は、除害施設の設置その他の必要な措置をしなければならない。 (1) 政令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値 (2) 温度 45度以下 (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム以下 (4) 水素イオン濃度 水素指数5以上9以下 (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に1,500ミリグラム以下 (6) 浮遊物質 1リットルにつき1,500ミリグラム以下 (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

改 正 案	現 行
イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下 (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム以下 (9) ^{りん} 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム以下 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、奈良県生活環境保全条例(平成8年12月奈良県条例第8号)により、法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。)当該排水基準に係る数値 2 前2条の規定は、<u>市長</u>が定める項目に係る污水で、<u>市長</u>が定める量のものについては適用しない。 (停止命令等) 第14条 <u>市長</u>は、前2条に違反して公共下水道(前条に規定する場合にあっては、終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続するものに限る。以下この条において同じ。)に下水を排除するものに対し、除害施設の設置その他必要な措置をすることを命じ、その命令に従わないときは、公共下水道への下水の排除を停止することを命ずることができる。 (除害施設の設置等の届出) 第15条 除害施設の新設等を行おうとする者は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。 2 第8条の規定は、除害施設の新設等を行った場合に準用する。	イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下 ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下 (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム以下 (9) ^{りん} 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム以下 (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、奈良県生活環境保全条例(平成8年12月奈良県条例第8号)により、法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。)当該排水基準に係る数値 2 前2条の規定は、<u>管理者</u>が定める項目に係る污水で、<u>管理者</u>が定める量のものについては適用しない。 (停止命令等) 第14条 <u>管理者</u>は、前2条に違反して公共下水道(前条に規定する場合にあっては、終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続するものに限る。以下この条において同じ。)に下水を排除するものに対し、除害施設の設置その他必要な措置をすることを命じ、その命令に従わないときは、公共下水道への下水の排除を停止することを命ずることができる。 (除害施設の設置等の届出) 第15条 除害施設の新設等を行おうとする者は、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。 2 第8条の規定は、除害施設の新設等を行った場合に準用する。

改 正 案	現 行
この場合において、「排水設備」とあるのは「除害施設」と、「指定工事店」とあるのは「工事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。	この場合において、「排水設備」とあるのは「除害施設」と、「指定工事店」とあるのは「工事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。
(除害施設管理責任者の選任)	(除害施設管理責任者の選任)
第16条 除害施設の設置その他必要な措置をした者（以下「除害施設設置者等」という。）は、除害施設の機能の保全その他の維持に努めるとともに、公共下水道に排除する下水の水質について適正な管理に努めさせるため、除害施設管理責任者を選任しなければならない。除害施設管理責任者が欠けた場合も同様とする。	第16条 除害施設の設置その他必要な措置をした者（以下「除害施設設置者等」という。）は、除害施設の機能の保全その他の維持に努めるとともに、公共下水道に排除する下水の水質について適正な管理に努めさせるため、除害施設管理責任者を選任しなければならない。除害施設管理責任者が欠けた場合も同様とする。
2 除害施設設置者等は、前項の規定により除害施設管理責任者を選任したときは、選任した日から7日以内にその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。除害施設管理責任者を変更したときも同様とする。ただし、<u>市長</u>は、除害施設管理責任者がその業務を行うのに適していないと認めたときは、当該除害施設設置者等に対し、除害施設管理責任者の変更を命ずることができる。	2 除害施設設置者等は、前項の規定により除害施設管理責任者を選任したときは、選任した日から7日以内にその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。除害施設管理責任者を変更したときも同様とする。ただし、<u>管理者</u>は、除害施設管理責任者がその業務を行うのに適していないと認めたときは、当該除害施設設置者等に対し、除害施設管理責任者の変更を命ずることができる。
(除害施設設置者等からの報告の徴収等)	(除害施設設置者等からの報告の徴収等)
第18条 <u>市長</u>は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において、除害施設設置者等からその下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質等に関し報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。	第18条 <u>管理者</u>は、公共下水道を適正に管理するために必要な限度において、除害施設設置者等からその下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質等に関し報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。
(事故防止等)	(事故防止等)
第19条 除害施設設置者等その他<u>市長</u>が必要と認める者は、除害施設の事故その他の理由により第12条各号、第13条第1項各号又は第13条第2項に定める基準に適合しない水質の下水が公共下水道に流入するおそれのあるとき又は流入したときに、その流入を停止することができるバルブ、ゲートその他の設備を設けなけ	第19条 除害施設設置者等その他<u>管理者</u>が必要と認める者は、除害施設の事故その他の理由により第12条各号、第13条第1項各号又は第13条第2項に定める基準に適合しない水質の下水が公共下水道に流入するおそれのあるとき又は流入したときに、その流入を停止することができるバルブ、ゲートその他の設備を設けなけ

改 正 案	現 行
ればならない。 2 除害施設設置者等その他<u>市長</u>が必要と認める者は、除害施設の事故その他の理由により第12条各号、第13条第1項各号又は第13条第2項に定める基準に適合しない水質の下水が公共下水道に流入するおそれのあるとき又は流入したときは、応急の措置を講じ、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 3 前項の規定による報告をした者は、遅滞なく、事故再発防止のための措置に関する計画を<u>市長</u>に提出しなければならない。 (使用開始等の届出) 第20条 公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする者は、遅滞なくその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。使用者に変更がある場合も、同様とする。 (公共下水道の一時使用) 第21条 土木又は建築に関する工事の施行その他により下水を排除するため一時的に公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 (代理人の選定) 第24条 使用者が市内に居住しないときその他<u>市長</u>が必要と認めるときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定しなければならない。 2 前項の規定により選定すべき代理人は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。 (1) 未成年者 (2) 精神の機能の障害によりこの条例に定める一切の事項を適正に処理するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	ればならない。 2 除害施設設置者等その他<u>管理者</u>が必要と認める者は、除害施設の事故その他の理由により第12条各号、第13条第1項各号又は第13条第2項に定める基準に適合しない水質の下水が公共下水道に流入するおそれのあるとき又は流入したときは、応急の措置を講じ、速やかにその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 3 前項の規定による報告をした者は、遅滞なく、事故再発防止のための措置に関する計画を<u>管理者</u>に提出しなければならない。 (使用開始等の届出) 第20条 公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする者は、遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。使用者に変更がある場合も、同様とする。 (公共下水道の一時使用) 第21条 土木又は建築に関する工事の施行その他により下水を排除するため一時的に公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。 (代理人の選定) 第24条 使用者が市内に居住しないときその他<u>管理者</u>が必要と認めるときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定しなければならない。 2 前項の規定により選定すべき代理人は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。 (1) 未成年者 (2) 精神の機能の障害によりこの条例に定める一切の事項を適正に処理するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

改正案	現行																		
(3) 現に破産手続開始の決定を受けている者 (代表者の選定) 第25条 排水設備を共有する者又は共同で使用する者その他<u>市長</u>が必要と認める者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、代表者を選定しなければならない。 (代理人又は代表者の選定届出) 第26条 前2条の規定により代理人又は代表者を選定したときは、直ちにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 (使用料の徴収等) 第27条 <u>市長</u>は、公共下水道を使用する者から使用料を徴収する。 2 使用料は、月の中途において使用者が使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合においてもこれを徴収する。 3 使用料は、次の各号の水量使用料と水質使用料との合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。 (1) 水量使用料 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>1立方メートル<u>当たり</u>使用料金額</th></tr> <tr> <td rowspan="2">一般排水</td><td>公衆浴場（共同浴場含む。） 70円</td></tr> <tr> <td>その他の排水 120円</td></tr> <tr> <td>中間排水</td><td>170円</td></tr> <tr> <td>特定排水</td><td>220円</td></tr> </table> (2) 水質使用料 特定排水で次に掲げる水質の汚水を排除す	区分	1立方メートル <u>当たり</u> 使用料金額	一般排水	公衆浴場（共同浴場含む。） 70円	その他の排水 120円	中間排水	170円	特定排水	220円	(3) 現に破産手続開始の決定を受けている者 (代表者の選定) 第25条 排水設備を共有する者又は共同で使用する者その他<u>管理者</u>が必要と認める者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、代表者を選定しなければならない。 (代理人又は代表者の選定届出) 第26条 前2条の規定により代理人又は代表者を選定したときは、直ちにその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (使用料の徴収等) 第27条 <u>管理者</u>は、公共下水道を使用する者から使用料を徴収する。 2 使用料は、月の中途において使用者が使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は再開した場合においてもこれを徴収する。 3 使用料は、次の各号の水量使用料と水質使用料との合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。 (1) 水量使用料 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>1立方メートル<u>当り</u>使用料金額</th></tr> <tr> <td rowspan="2">一般排水</td><td>公衆浴場（共同浴場含む。） 70円</td></tr> <tr> <td>その他の排水 120円</td></tr> <tr> <td>中間排水</td><td>170円</td></tr> <tr> <td>特定排水</td><td>220円</td></tr> </table> (2) 水質使用料 特定排水で次に掲げる水質の汚水を排除す	区分	1立方メートル <u>当り</u> 使用料金額	一般排水	公衆浴場（共同浴場含む。） 70円	その他の排水 120円	中間排水	170円	特定排水	220円
区分	1立方メートル <u>当たり</u> 使用料金額																		
一般排水	公衆浴場（共同浴場含む。） 70円																		
	その他の排水 120円																		
中間排水	170円																		
特定排水	220円																		
区分	1立方メートル <u>当り</u> 使用料金額																		
一般排水	公衆浴場（共同浴場含む。） 70円																		
	その他の排水 120円																		
中間排水	170円																		
特定排水	220円																		

改 正 案			現 行		
る場合にあっては、次表の水質区分に対応する金額の合計額に当該汚水の水量を乗じて得た額を前号の使用料に加算して徴収する。 イ 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に200ミリグラムを超えるもの ロ 浮遊物質量 1 リットルにつき200ミリグラムを超えるもの			る場合にあっては、次表の水質区分に対応する金額の合計額に当該汚水の水量を乗じて得た額を前号の使用料に加算して徴収する。 イ 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に200ミリグラムを超えるもの ロ 浮遊物質量 1 リットルにつき200ミリグラムを超えるもの		
水質区分	項目別	1 立方メートル当たり使用料金額	水質区分	項目別	1 立方メートル当たり 使用料金額
	ア 生物化学的 酸素要求量	イ 浮遊物質量		ア 生物化学的 酸素要求量	イ 浮遊物質量
200ミリグラムを超え300ミリグラム以下	12円	17円	200ミリグラムを超え300ミリグラム以下	12円	17円
300ミリグラムを超え600ミリグラム以下	37円	49円	300ミリグラムを超え600ミリグラム以下	37円	49円
600ミリグラムを超え1,000ミリグラム以下	81円	104円	600ミリグラムを超え1,000ミリグラム以下	81円	104円
1,000ミリグラムを超え1,500ミリグラム以下	138円	175円	1,000ミリグラムを超え1,500ミリグラム以下	138円	175円
(汚水排出量の認定等)			(汚水排出量の認定等)		
第28条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次の各号に定めるところによる。 (1) 水道水（<u>奈良県広域水道企業団から給水される水</u>をいう。以下同じ。）を使用した場合の汚水排出量は当該水道水の使用水量とする。 (2) 水道水以外の水を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水以外の水の使用又は排水の態様を勘案して<u>市長</u>が認定す			第28条 使用者が排除した汚水の量の認定は、次の各号に定めるところによる。 (1) 水道水（<u>香芝市水道事業給水条例（昭和44年条例第12号）に基づき給水される水</u>をいう。以下同じ。）を使用した場合の汚水排出量は当該水道水の使用水量とする。 (2) 水道水以外の水を使用した場合の汚水排出量は、当該水道水以外の水の使用又は排水の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定す		

改 正 案	現 行
る。 (3) 第21条の規定により許可を受けて一時的に公共下水道を使用する場合の汚水排出量は、当該工事等の内容、下水の排除の方法、その他の態様を勘案して<u>市長</u>が認定する。 2 前項の規定にかかわらず、製氷業その他の事業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、その事業を営む者の申告及び排水その他の態様を勘案して<u>市長</u>が汚水排出量を認定する。 (特定排水の水質の認定) 第29条 第27条第3項第2号に規定する特定排水の水質は、<u>市長</u>が認定する。 (使用料の徴収方法) 第30条 使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。 (1) 第28条第1項第1号に該当する場合の使用料は、<u>奈良県広域水道企業団</u>の水道料金と併せて徴収する。 (2) 第28条第1項第2号又は第3号に該当する場合の使用料は、<u>市長</u>の定めるところにより徴収する。 (使用料算定の基準) 第31条 使用料は、<u>市長</u>の定める定例日（<u>奈良県広域水道企業団</u>の規定により水道水の使用水量を認定する日及び水道水以外の水の使用水量を認定する日をいう。）現在における使用水量をもって算定する。 2 使用料算定の基準となる月の中途において水道水以外の水の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は使用を再開した場合の使用料の算定については、次のとおりとする。 (1) 使用日数が15日以上の場合は、1月分の額	る。 (3) 第21条の規定により許可を受けて一時的に公共下水道を使用する場合の汚水排出量は、当該工事等の内容、下水の排除の方法、その他の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。 2 前項の規定にかかわらず、製氷業その他の事業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、その事業を営む者の申告及び排水その他の態様を勘案して<u>管理者</u>が汚水排出量を認定する。 (特定排水の水質の認定) 第29条 第27条第3項第2号に規定する特定排水の水質は、<u>管理者</u>が認定する。 (使用料の徴収方法) 第30条 使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。 (1) 第28条第1項第1号に該当する場合の使用料は、<u>香芝市水道事業給水条例第25条</u>の水道料金と併せて徴収する。 (2) 第28条第1項第2号又は第3号に該当する場合の使用料は、<u>管理者</u>の定めるところにより徴収する。 (使用料算定の基準) 第31条 使用料は、<u>管理者</u>の定める定例日（<u>香芝市水道事業給水条例第22条</u>の規定により水道水の使用水量を認定する日及び水道水以外の水の使用水量を認定する日をいう。）現在における使用水量をもって算定する。 2 使用料算定の基準となる月の中途において水道水以外の水の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は使用を再開した場合の使用料の算定については、次のとおりとする。 (1) 使用日数が15日以上の場合は、1月分の額

改 正 案	現 行
(2) 使用日数が14日以下の場合は、1月分の2分の1の額 3 前2項に定めるもののほか、使用料の算定について必要な事項は、別に<u>市長</u>が定める。 (計測装置の設置) 第32条 <u>市長</u>は、汚水排出量又は汚水の水質を認定するため必要があると認めるときは、所有者（占有者を含む。）の土地又は建築物に、当該汚水排出量の計量又は当該汚水の水質の測定のための装置を設置することができる。 2 使用者は、善良な管理人の注意をもって前項の計測装置を管理するとともに故意又は過失によりこれをき損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。 3 <u>市長</u>は、関係職員を計測のため又は計測器具の維持、修繕、撤去その他必要な限りにおいて計測器具の設置場所に立ち入らせることができる。この場合において、土地の所有者又は占有者は、正当な理由のない限りこれを拒むことができない。 4 前項の規定により他人の土地又は建築物に立ち入る職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (一時使用による使用料の前納) 第33条 <u>市長</u>は、第21条の規定により許可を受けて公共下水道を一時使用させるときは、第28条第1項第3号の規定により認定した汚水排出量に係る使用料を前納させることができる。この場合において、使用者から公共下水道を使用しなくなった旨の<u>届出</u>があったとき、又は<u>市長</u>が必要と認めたときに精算する。 (使用者からの報告書の提出) 第34条 <u>市長</u>は、汚水排出量の認定、特定排水の認定、その他使	(2) 使用日数が14日以下の場合は、1月分の2分の1の額 3 前2項に定めるもののほか、使用料の算定について必要な事項は、別に<u>管理者</u>が定める。 (計測装置の設置) 第32条 <u>管理者</u>は、汚水排出量又は汚水の水質を認定するため必要があると認めるときは、所有者（占有者を含む。）の土地又は建築物に、当該汚水排出量の計量又は当該汚水の水質の測定のための装置を設置することができる。 2 使用者は、善良な管理人の注意をもって前項の計測装置を管理するとともに故意又は過失によりこれをき損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。 3 <u>管理者</u>は、関係職員を計測のため又は計測器具の維持、修繕、撤去その他必要な限りにおいて計測器具の設置場所に立ち入らせることができる。この場合において、土地の所有者又は占有者は、正当な理由のない限りこれを拒むことができない。 4 前項の規定により他人の土地又は建築物に立ち入る職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 (一時使用による使用料の前納) 第33条 <u>管理者</u>は、第21条の規定により許可を受けて公共下水道を一時使用させるときは、第28条第1項第3号の規定により認定した汚水排出量に係る使用料を前納させることができる。この場合において、使用者から公共下水道を使用しなくなった旨の<u>届け出</u>があったとき、又は<u>管理者</u>が必要と認めたときに精算する。 (使用者からの報告書の提出) 第34条 <u>管理者</u>は、汚水排出量の認定、特定排水の認定、その他使

改 正 案	現 行
用料の算定に必要な限度において、使用者から報告書又は資料の提出を求めることができる。 (行為の許可等) 第35条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して<u>市長</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。 2 第3条、第6条及び第8条の規定は、法第24条第1項の許可を受けてしようとする行為が、下水を流入させるため公共下水道に固着して排水施設を設けることである場合について準用する。 (許可を要しない軽微な変更等) 第36条 法第24条第1項に規定する条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。 2 政令第16条に規定する軽微な行為をしようとする者又は前項に規定する軽微な変更をしようとする者は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 (公共下水道付近の掘削) 第37条 公共下水道の排水管渠の付近で掘削工事を行おうとする者は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 2 <u>市長</u>は、前項の工事を行おうとする者に対し、公共下水道の排水管渠の機能を維持し、又はその構造を保全するため必要な指示をすることができる。 (占用の許可)	用料の算定に必要な限度において、使用者から報告書又は資料の提出を求めることができる。 (行為の許可等) 第35条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して<u>管理者</u>に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。 2 第3条、第6条及び第8条の規定は、法第24条第1項の許可を受けてしようとする行為が、下水を流入させるため公共下水道に固着して排水施設を設けることである場合について準用する。 (許可を要しない軽微な変更等) 第36条 法第24条第1項に規定する条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。 2 政令第16条に規定する軽微な行為をしようとする者又は前項に規定する軽微な変更をしようとする者は、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (公共下水道付近の掘削) 第37条 公共下水道の排水管渠の付近で掘削工事を行おうとする者は、あらかじめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 2 <u>管理者</u>は、前項の工事を行おうとする者に対し、公共下水道の排水管渠の機能を維持し、又はその構造を保全するため必要な指示をすることができる。 (占用の許可)

改 正 案	現 行
第38条 公共下水道の施設又は敷地に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の施設又は敷地を占有しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。 （占有の期間） 第39条 公共下水道の施設又は敷地の占有期間は、5年以内で<u>市長</u>が定める。占有期間を更新しようとするときも同様とする。 （占有料の徴収） 第40条 第38条の規定により占有の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件については、この限りでない。 2 前項の占有料の額及び徴収方法については、香芝市道路占有料に関する条例（昭和31年条例第30号）第2条から第4条まで及び第6条の規定を準用する。<u>この場合において、「道路」とあるのは「公共下水道の施設又は敷地」と読み替えるものとする。</u> （権利の譲渡等の禁止） 第41条 前条の規定による許可を受けて公共下水道の施設又は敷地を占有する者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、<u>市長</u>の承認を受けたときは、この限りではない。 （無断占有に対する処置） 第42条 <u>市長</u>は、第38条の規定による許可を受けないで公共下水道の施設又は敷地を占有する者又は前条の規定に違反して公共下水道の施設又は敷地を占有する者に対し、直ちにその占有を停	第38条 公共下水道の施設又は敷地に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の施設又は敷地を占有しようとする者は、<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。ただし、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占有の許可とみなす。 （占有の期間） 第39条 公共下水道の施設又は敷地の占有期間は、5年以内で<u>管理者</u>が定める。占有期間を更新しようとするときも同様とする。 （占有料の徴収） 第40条 第38条の規定により占有の許可を受けた者から占有料を徴収する。ただし、公共下水道に下水を排除することを目的とする占有物件については、この限りでない。 2 前項の占有料の額及び徴収方法については、香芝市道路占有料に関する条例（昭和31年条例第30号）第2条から第4条まで及び第6条の規定を準用する。<u>この場合において、「道路」とあるのは「公共下水道の施設又は敷地」と、「市長」とあるのは「上下水道事業の管理者の権限を行う市長」と読み替えるものとする。</u> （権利の譲渡等の禁止） 第41条 前条の規定による許可を受けて公共下水道の施設又は敷地を占有する者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、<u>管理者</u>の承認を受けたときは、この限りではない。 （無断占有に対する処置） 第42条 <u>管理者</u>は、第38条の規定による許可を受けないで公共下水道の施設又は敷地を占有する者又は前条の規定に違反して公共下水道の施設又は敷地を占有する者に対し、直ちにその占有を停

改 正 案	現 行
止させ、工作物その他の物件を撤去させ原状に回復することを命ずることができる。 （占用の許可の取消し等） 第43条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。 （1） 偽りその他不正な手段により占用の許可を受けたとき。 （2） 許可の目的又は条件に違反したとき。 （3） 第41条の規定による<u>市長</u>の承認を受けないでその権利を他に譲渡し、又は転貸したとき。 （4） 占用料を滞納したとき。 2 <u>市長</u>は、公共下水道の管理上又は公益上やむを得ない事情が生じた場合は、前項の規定にかかわらず占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。 3 前2項の規定により、占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することによる損害については、市はその責を負わない。 （原状回復） 第44条 第38条の占用の許可を受けた者は、占用期間が満了したとき、又は当該占用を廃止したとき、若しくは前条第1項及び第2項により占用の許可を取り消されたときは、当該占用物件を撤去して原状に回復し、<u>市長</u>の検査を受けなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると<u>市長</u>が認めた場合においては、この限りでない。 2 前項の規定により、原状に回復しようとする占有者は、あらか	止させ、工作物その他の物件を撤去させ原状に回復することを命ずることができる。 （占用の許可の取消し等） 第43条 <u>管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。 （1） 偽りその他不正な手段により占用の許可を受けたとき。 （2） 許可の目的又は条件に違反したとき。 （3） 第41条の規定による<u>管理者</u>の承認を受けないでその権利を他に譲渡し、又は転貸したとき。 （4） 占用料を滞納したとき。 2 <u>管理者</u>は、公共下水道の管理上又は公益上やむを得ない事情が生じた場合は、前項の規定にかかわらず占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することができる。 3 前2項の規定により、占用の許可を取り消し、又はその条件を変更し、若しくは新たに条件を付することによる損害については、市はその責を負わない。 （原状回復） 第44条 第38条の占用の許可を受けた者は、占用期間が満了したとき、又は当該占用を廃止したとき、若しくは前条第1項及び第2項により占用の許可を取り消されたときは、当該占用物件を撤去して原状に回復し、<u>管理者</u>の検査を受けなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると<u>管理者</u>が認めた場合においては、この限りでない。 2 前項の規定により、原状に回復しようとする占有者は、あらか

改 正 案	現 行
じめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 3 <u>市長</u>は、第1項ただし書により原状に回復することが不適当であると認めた場合の措置について、必要な指示をすることができる。 4 <u>市長</u>は、第42条の命令に従わない者又は第1項の規定による義務を履行しない占有者がある場合は、その者に代って当該公共下水道の施設又は敷地を占有する工作物その他の物件を撤去し、原状に回復することができる。この場合において、当該命令に従わない者又は占有者は、その費用を負担しなければならない。 (使用料等の減免) 第45条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料、手数料又は占用料を減免することができる。 (排水施設の設置等の普及及び奨励措置) 第47条 <u>市長</u>は、水洗便所の普及を奨励するために処理区域内の便所を水洗便所(公共下水道に污水管が連結されたものに限る。)に改造する者に対して、別に定めるところにより資金の助成及び融資あっせんを行うことができる。 (委任) 第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。	じめその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。 3 <u>管理者</u>は、第1項ただし書により原状に回復することが不適当であると認めた場合の措置について、必要な指示をすることができる。 4 <u>管理者</u>は、第42条の命令に従わない者又は第1項の規定による義務を履行しない占有者がある場合は、その者に代って当該公共下水道の施設又は敷地を占有する工作物その他の物件を撤去し、原状に回復することができる。この場合において、当該命令に従わない者又は占有者は、その費用を負担しなければならない。 (使用料等の減免) 第45条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料、手数料又は占用料を減免することができる。 (排水施設の設置等の普及及び奨励措置) 第47条 <u>管理者</u>は、水洗便所の普及を奨励するために処理区域内の便所を水洗便所(公共下水道に污水管が連結されたものに限る。)に改造する者に対して、別に定めるところにより資金の助成及び融資あっせんを行うことができる。 (委任) 第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第12条関係）

改正案	現 行
○香芝市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例 （排水施設の構造の技術上の基準） 第3条 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。 （1） 堅固で耐久力を有する構造とすること。 （2） コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。 （3） 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>市長</u>が定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。 （4） 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。 （5） 地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とう}の設置その他の<u>市長</u>が定める措置が講ぜられていること。 （6） 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、<u>市長</u>が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。	○香芝市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例 （排水施設の構造の技術上の基準） 第3条 公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。 （1） 堅固で耐久力を有する構造とすること。 （2） コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。 （3） 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして<u>上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>が定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。 （4） 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。 （5） 地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とう}の設置その他の<u>管理者</u>が定める措置が講ぜられていること。 （6） 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、<u>管理者</u>が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

改正案	現 行
(7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。 (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所において、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。 (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所において、マンホールを設けること。 (10) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにおいて、密閉することができる蓋）を設けること。	(7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。 (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所において、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。 (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所において、マンホールを設けること。 (10) またはマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにおいて、密閉することができる蓋）を設けること。